

平成 28 年 3 月 17 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月17日（最終日）

- 日程第1 議案第4号 南知多町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第2 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第6号 南知多町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第7号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第8号 南知多町日間賀島防災センター設置及び管理条例の制定について
- 日程第6 議案第9号 南知多町教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第10号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第12号 旧南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 南知多町証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第16号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第17号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第18号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第19号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第20号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第21号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第22号 南知多町体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第23号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第24号 平成27年度南知多町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第22 議案第25号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第26号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第27号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第28号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第29号 平成28年度南知多町一般会計予算
- 日程第27 議案第30号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 平成28年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第33号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第31 議案第34号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第32 議案第35号 平成28年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第33 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（10名）

1番	石黒正重	3番	高原典之
4番	清水英勝	5番	藤井満久
6番	山下節子	7番	吉原一治
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	北 川 眞木夫
総 務 部 長	大 岩 良 三	総 務 課 長	中 川 昌 一
検 査 財 政 課 長	山 下 雅 弘	防 災 安 全 課 長	石 黒 廣 輝
税 務 課 長	柴 田 幸 員	企 画 部 長	林 昭 利
企 画 課 長	田 中 嘉 久	地 域 振 興 課 長	鈴 木 良 一
建 設 経 済 部 長	吉 村 仁 志	建 設 課 長	田 中 吉 郎
産 業 振 興 課 長	川 端 徳 法	水 道 課 長	相 川 徹
厚 生 部 長	渡 辺 三 郎	住 民 課 長	宮 地 廣 二
福 祉 課 長	神 谷 和 伸	環 境 課 長	鈴 木 喜 雅
保 健 介 護 課 長	鈴 木 正 則	教 育 課 長	大 森 宏 隆
学 校 教 育 課 長	内 田 静 治	社 会 教 育 課 長	石 川 芳 直
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	細 谷 秀 昭	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 茂 夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 相 川 博 運 主 査 保 母 公 次

[開議 9時30分]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

春になってきました。

テレビのほうでも、桜がいつ咲くかということで放送されております。ことしについては気候もいいということで、少し早目になるのかなあという気がしております。

皆様方におかれましても、この3月、4月はいろんな行事がたくさんあります。体にも気をつけられて、また行事をこなしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

去る3月3日の本会議におかれまして各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただきまして、まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議案第4号 南知多町行政不服審査会条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第1、議案第4号 南知多町行政不服審査会条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る10日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査を行いました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第4号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について

○議長（松本 保君）

日程第2、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 南知多町職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長(松本 保君)

日程第3、議案第6号 南知多町職員の退職管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長(藤井満久君)

ただいま上程されました議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

○議長(松本 保君)

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長(松本 保君)

日程第4、議案第7号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律

の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 南知多町日間賀島防災センター設置及び管理条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第5、議案第8号 南知多町日間賀島防災センター設置及び管理条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第8号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第8号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号 南知多町教育委員会の委員の定数を定める条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第6、議案第9号 南知多町教育委員会の委員の定数を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第9号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る8日、全委員の出席のもとに委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、中学校区単位で教育委員を任命する旨、条例の規定で明記できないか。

答弁といたしまして、今回の条例は、教育委員会が行う施策について多様な民意を幅広く反映させることを目的に、委員の定数を増員するため制定をお願いするものであり、教育委員の中には保護者委員の選任が法律上義務づけられていること、また昨今、女性の視点、任用も求められていることなどから、条例の規定で任命区域を限定することは適切ではないと考えています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第9号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第7、議案第10号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第10号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、改正による影響額はどのぐらいか。

答弁としまして、期末手当が増額となり、それぞれ年額で議長は2万700円、副議長は1万5,720円、委員長は3人で4万4,280円、議員は6名で8万5,320円の増額となります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第10号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程第8 議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について**

○議長（松本 保君）

日程第8、議案第11号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第11号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、改正による影響額はどのくらいか。

答弁としまして、期末手当が増額となり、それぞれ年額で町長は4万6,260円、副町長は3万6,180円の増額となります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第11号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号 旧南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第9、議案第12号 旧南知多町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第12号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、改正による影響額はどのくらいか。

答弁としまして、期末手当が増額となり、年額で教育長は3万3,180円の増額となります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第12号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第10、議案第13号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第13号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第13号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号 南知多町証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する 条例について

○議長（松本 保君）

日程第11、議案第14号 南知多町証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第14号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第14号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第12、議案第15号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第15号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第15号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第13、議案第16号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第16号に対する当委員会の審査の経過並びに結果につい
て御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし
ました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第16号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決す
ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第17号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について

○議長（松本 保君）

日程第14、議案第17号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第17号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第17号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第18号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第15、議案第18号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第18号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、他市町の限度額引き上げの状況はどうか。また、引き上げによる影響額は幾らか。

答弁としまして、半田市、東海市、阿久比町は平成28年度の引き上げを見送っています。それ以外の市町は平成28年度分から引き上げをする予定です。

また、その影響額につきましては、平成27年度の課税資料をもとに積算すると、調定額では、基礎課税額引き上げ分として330万円ほど、後期高齢者均等課税額引き上げ分として130万円ほど、介護納付金課税額引き上げ分として140万円ほど、合計600万円ほどとなる見込みです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第18号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第16、議案第19号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第19号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、改正に伴い影響を受ける金額は幾らか。

答弁としまして、道路占用料等の料金改定で影響を受ける金額は、全体で99万3,070円の減額となります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第19号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第20号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第17、議案第20号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第20号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、東山町営住宅を廃止し、取り壊した後の予定はあるか。

答弁としまして、取り壊した後の跡地利用につきましては、現在のところ予定はありません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第20号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第21号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第18、議案第21号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第21号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、義務教育学校とは何か。

答弁としまして、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校の種類として規定されたものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第21号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号 南知多町体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第19、議案第22号 南知多町体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第22号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第22号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第23号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第20、議案第23号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第23号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第23号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第24号 平成27年度南知多町一般会計補正予算(第6号)

○議長(松本 保君)

日程第21、議案第24号 平成27年度南知多町一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(清水英勝君)

ただいま上程されました議案第24号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

福祉課関係につきまして、質疑として、低所得者の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金は1人当たり幾らか。

答弁としまして、1人当たり3万円です。

次の質疑としまして、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金は、どのような方法で受け取るのか。

答弁としまして、原則として口座振り込みで支給します。

慎重審査の上、採決の結果、可否同数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(松本 保君)

次に、藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長(藤井満久君)

ただいま上程されました議案第24号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について、質疑としまして、経営体育成事業費補助金と青年就農給付金の減額理由は何か。

答弁としまして、経営体育成事業費補助金については、県から各市町へ補助金が配分されるわけですが、配分については、新規就農者の有無や経営規模の拡大などで優先順位が決まることとなっています。

今年度、南知多町の助成対象者の中には新規就農者が含まれていなかったため優先順位が低く、当初の予算配分は行われず、秋の追加要望時に再度要望した結果、1件の計画が承認されたため、その残りを減額するものです。

青年就農給付金については、今年度新規就農予定であった4名が就農できなかったこと及び既に給付中であった就農者のうち3名が家庭の事情等により営農を中止したため減額するものです。

検査財政課関係について、質疑としまして、長期債利子償還金の減額理由は何か。

答弁としまして、平成26年度に借入れをした町債の利率が確定したことと、10年前に借入れした20年償還の町債のうち、10年経過後に利率を見直す条件で借入れした町債の利率が確定したことによるものです。

次の質疑としまして、財政調整基金繰入金が減額となっているが、繰入額は幾らになるのか。また、今後の見込みはどうか。

答弁としまして、財政調整基金の繰入額は1億8,546万7,000円となります。また、平成27年度末の財政基金は前年度より1,300万円ほどの減で、約14億2,000万円の見込みになります。

予算を編成するに当たり、歳入の不足額分を財政調整基金の繰入額で賄っていますので、自主財源の乏しい本町において、今後も一層規律ある財政運営を図っていかなければならないと考えています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、山下節子君。

○6番(山下節子君)

議案第24号 平成27年度南知多町一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

2款総務費、1項総務管理費、地方公共団体情報セキュリティー強化対策事業についてです。

自治体情報システムの強靱化と住民情報末端データの持ち出し管理強化と2要素認証の導入、L G W A Nとインターネット系回路の分離・遮断となっています。支出の見込みは4,646万4,000円、その財源としては国の補助金が655万円充てるというふうになっています。差し引きして約4,000万円が町の負担になると見られます。マイナンバー制度の導入によって、管理強化のために町が大きな財政負担を強いられるということが明らかです。

マイナンバー制度については費用対効果も明確ではありません。セキュリティー管理強化対策としても絶対に万全とは言えない大きな問題を抱えています。

マイナンバー制度は、税や社会保障に関する国を挙げたシステムです。自治体に過度の負担を強いる補正予算には反対するものです。

以上で終わります。

○議長(松本 保君)

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第25号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長（松本 保君）

日程第22、議案第25号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第25号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第25号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第26号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（松本 保君）

日程第23、議案第26号 平成27年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第26号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第26号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第27号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本 保君）

日程第24、議案第27号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第27号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第27号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第28号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（松本 保君）

日程第25、議案第28号 平成27年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第28号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第28号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(松本 保君)

ここで暫時休憩いたします。

休憩は10時30分までといたします。

[休憩 10時19分]

[再開 10時30分]

○議長(松本 保君)

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第26 議案第29号 平成28年度南知多町一般会計予算

○議長(松本 保君)

日程第26、議案第29号 平成28年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(清水英勝君)

ただいま上程されました議案第29号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校給食センター関係について、質疑としまして、平成27年度予算には学校給食センター整備基本構想策定のための委託料があった。平成28年度予算には整備に向けての予算が計上されていないようだが、どのように進めていく考えか。

答弁としまして、平成27年度に策定した構想案において幾つもの課題が明確になりました。平成28年度には外部委託はしませんが、建設候補地や財政計画などを詰めるなど、実現に向けてさらに検討を重ねていきます。

社会教育課関係について、質疑としまして、尾州回船主内田佐平二家の修理工事報告

書はどのような目的で作成するものか。

答弁としまして、内田佐平二家を国の登録有形文化財にさせていただきたく、申請時の添付書類として作成するものです。作成後は、文化庁を初め関係機関などに配付する計画です。

学校教育課関係について、質疑としまして、離島高校生修学支援費補助金の目的、財源、事業内容はどうか。

答弁としまして、篠島・日間賀島の高校生については、島外の高校などに通学せざるを得ない状況にあり、離島航路の通学費や自宅を離れての移住費など、保護者の負担が重くなっています。このため、教育機会の確保及びに離島振興の観点から、これらに要する経費の一部を補助し、保護者の負担軽減を図るもので、国と県の補助金がいただけるため、国の実質的な負担は約4分の1で済むこととなります。

事業内容としては、離島からの通学の際の船代や、下宿・アパートの移住費として、1カ月当たり8,300円を上限として高校など在学中の3年間補助しています。

次の質疑としまして、南知多町の子供たちは虫歯が多いとの話を聞くが、その対策として取り組んでいることはあるか。

答弁としまして、半田保健所の助言を受け、虫歯予防の有効な方法とされているフッ化物洗口を全ての小学校・中学校2校において取り組んでおり、そのための洗口剤購入費を予算化しています。

住民課関係について、質疑としまして、福祉医療システム修正業務を行い、平成29年度から中・高校生の医療費の全額が助成されるが、助成方法はどのようなになるのか。

答弁としまして、新たに子供医療費受給者証が交付されるもので、医療機関の窓口で受給者証を提示すれば、入院・通院ともに窓口での負担ではなくなるため、これまでの償還払いによる申請は不要となります。

次の質疑としまして、子供医療費の未請求分はいつまで請求できるのか。

答弁としまして、平成29年3月診療分までは、受診から5年間において償還払いで請求できます。

福祉課関係について、質疑としまして、放課後児童クラブで使う公用車の車種は決まっているのか。

答弁としまして、10人乗りの乗用車を予定しています。

次の質疑としまして、保育所訪問臨床心理士の報酬で、臨床心理士の勤務形態はどう

なっているのか。

答弁としまして、年間8回、午前中、各保育所へ訪問していただき、子供の成長理解、一人一人に合った援助など御指導をいただいています。

環境課関係について、質疑としまして、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業費は何に使われているのか。

答弁としまして、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業費については、あいち森と緑づくり税を財源としており、地球温暖化防止対策として、緑のカーテン事業に全て充当されます。

次の質疑としまして、合併処理浄化槽の補助率はどうなっているのか。また、今後も補助金の交付は続くのか。

答弁としまして、合併処理浄化槽設置事業費補助金のうち、国から交付金として3分の1、県からの補助金が5分の1、残りは一般財源による町負担となっています。また、下水道事業が進んでいない本町においては、合併処理浄化槽設置事業費補助金は継続していくものと考えます。

保健介護課関係について、質疑としまして、地域自殺対策強化事業とは何か。

答弁としまして、県より2分の1の補助金を受け、自殺対策強化事業として啓発用ポケットティッシュを作成し、配布することとしています。

次の質疑としまして、知多厚生病院運営費補助金について、今後補助額の変更はあるか。

答弁としまして、この補助金は特別交付税に算定され、その算定基準額の2分の1ずつを南知多町と美浜町とで補助することとしています。今後、算定基準額に変更があれば補助金の額も変更になります。

慎重審査の上、採決の結果、可否同数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

次に、藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第29号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。
質疑された主なものの概要を申し上げます。

出納室関係について、質疑としまして、印刷製本費が昨年に比べ減少しているのはなぜか。

答弁としまして、数年分まとめて印刷するものがあり、平成27年度は印刷したが、平成28年度は印刷しないものがあるためです。

次の質疑としまして、金融機関等預金利子は幾らに対しての利子収入か。

答弁としまして、歳計現金に対する利子収入です。歳計現金は通常、利息がつかない決済用の普通預金で管理しますが、一時的な余剰金について年度内で数カ月の短期の定期預金として預け入れを行い、利子収入を得ます。一時的に最大8億円の預け入れを見込んでいます。

建設課関係について、質疑としまして、内海港緑地等管理業務委託料の内容は何か。

答弁としまして、内海新港と東浜小桝緑地の草刈りや清掃等の管理業務委託と、東浜小桝緑地の夏季駐車場の運營業務委託です。

次の質疑としまして、住宅耐震改修費が減額となった理由は何か。

答弁としまして、ダイレクトメールを送るなどPRに努めてまいりましたが、実績が伸びず、国費補助も削減となったために減額となりました。

産業振興課関係について、質疑としまして、県森林協会負担金の増額理由は何か。

答弁としまして、県森林協会負担金については、県が実施する前々年度の治山事業費により算定されていますが、平成25年度の事業費が1億1,579万7,150円に対し、平成26年度の事業費が1億7,606万9,160円となり、約6,000万円増額したためです。

次の質疑としまして、町観光協会補助金の中には支部への支払いも入っているのか。

答弁としまして、この補助金は町観光協会職員2名及びパート2名の人件費として観光案内所の運営費等ですので、支部への補助金は入っていません。海水浴場安全対策補助金及び観光宣伝補助金については、町観光協会を通じて各支部に支払いをしています。

水道課関係について、質疑としまして、漁業集落排水事業特別会計繰出金の増額理由は何か。

答弁としまして、事業費の財源は繰出金で賅うことになっており、事業費の処理場等設備改良工事が前年までの県補助事業から町単独事業になったことにより、漁業集落排水事業特別会計繰出金が増加しました。

企画課関係について、質疑としまして、広報広聴事業費の需用費の増額の理由は何か。

答弁としまして、需用費の主な費用は町広報紙「みなみちた」の印刷費用ですが、平成28年度は町制55周年を迎えるため、町勢要覧を作成する費用として32万4,000円を計上しています。

次の質疑としまして、公共施設等総合管理計画とはどのような計画か。

答弁としまして、公共施設等総合管理計画は、南知多町の公共施設、200程度ある箱物施設について用途分類別の現状分析を実施し、施設の長寿命化を図る長期的な計画を外部委託により策定するものです。

地域振興課関係について、質疑としまして、公共交通対策事業費の修繕料の内容は何か。

答弁としまして、老朽化した南知多町役場前のバス停待合所を改修するものです。

税務課関係について、質疑としまして、町税コンビニ収納取扱手数料が計上されているが、何社のコンビニと契約しているのか。

答弁としまして、それぞれのコンビニとの契約ではなく、収納代理業者1社との契約となります。

防災安全課関係について、質疑としまして、防災対策事業費における役務費のうち、浄化槽保守点検手数料、浄化槽清掃手数料、浄化槽法定検査手数料はどの施設に関連するものか。

答弁としまして、平成27年度に整備中の内海地区にある防災広場の災害対応トイレの浄化槽保守点検などの手数料です。

次の質疑としまして、防災対策事業費における備品購入費で、購入設置するAED関連の備品は24時間誰でも使えることが大切だと思うが、どこに設置するのか。

答弁としまして、内海、師崎、篠島、日間賀島の4カ所のサービスセンターに設置してあるAEDについて、防水対応のキャビネットを購入し、24時間使えるようにサービスセンターの屋外に設置します。

税務課関係について、質疑としまして、庁舎等維持管理費のPCB安定器搬入荷姿特別登録手数料のPCBとは何か。

答弁としまして、PCBはポリ塩化ビフェニルのことで、昔の蛍光灯のコンデンサーに使用されていた有害物質です。

次の質疑としまして、参議院議員選挙の選挙事務用機器は何か。

答弁としまして、投票用紙自動交付機1台と自書式投票用紙読取分類増設機ユニット1台です。

検査財政課関係について、質疑としまして、ふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料の内容は何か。

答弁としまして、主な内容としては寄附の申し出の受け付け、謝礼品の発送、寄附証明書の発送までの一連の業務を業者委託する経費で、委託料の内訳は、寄附金に対しての成果報酬及び謝礼品代金などです。

議会事務局関係について、質疑としまして、議員共済負担金は何のために支出するのか。

答弁としまして、議員年金及び遺族年金を支給する原資として国及び町村で割合を決めて負担し、町村議会議員共済会へ支払うものです。

次の質疑としまして、議員共済負担金が昨年度に比べ大幅に減っているが、その理由は何か。また、今後の見通しはどうか。

答弁としまして、今年度の統一地方選に伴い退職一時金の支給がほぼ完了したため、来年度の負担額は大幅に減少しました。今後は、議員年金及び遺族年金支給対象者の減に伴い、負担金の額も徐々に減少していくと考えています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

文教厚生委員会の委員長の報告の件でございますけど、私も文教厚生委員会でしたので、ちょっと1つだけ確認したいと思います。

学校教育関係で、今委員長の報告で、離島高校生の運賃補助金ということで、国・県・町で補助するというところで、国の補助金が4分の1という報告をしましたが、これは町の補助金、持ち出しが4分の1ということだと思いますけど、先ほど委員長は国の補助金が4分の1という言い方をしましたが、ちょっとこれは間違いではないでし

ようかということで、委員長に確認したいと思います。私も文教厚生にいましたので。先ほど、多分報告では、国の補助金が4分の1ということを行いましたけど、採決の前ですので、ちょっとそこは確認したいと思いますので。

○議長（松本 保君）

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

再度読み直させていただいてよろしいですか。

済みません、もう一度読み直させていただきます。

質疑のところから読んでいきます。

離島高校生修学支援費補助金の目的、財源、事業内容はどうか。

答弁としまして、篠島・日間賀島の高校生については、島外の高校などに通学をせざるを得ない状況にあり、離島航路の通学費や自宅を離れての移住費など、保護者の負担が重くなっています。このため、教育機会の確保及び離島振興の観点から、これらに要する経費の一部を補助し、保護者の負担減を図るもので、国と県の補助金がいただけるため、町の実質的な負担は約4分の1で済むこととなります。

申しわけありません、町と国と間違えたかもしれませんので訂正させていただきます。

○議長（松本 保君）

ほかにございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

採決のときに何対何で分かれたのか、ちょっと教えてください。

○議長（松本 保君）

清水君。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

それぞれ2名ずつに分かれました。それで、あと委員長裁決にさせていただきました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、山下節子君。

○6番(山下節子君)

議案第29号 平成28年度南知多町一般会計予算に対する討論を反対の立場で討論を行います。

総合住民情報システム、住民基本台帳、宛名管理、税、福祉運用経費、社会保障・税番号制度導入に向けたシステムの改修、28年度は運用として予算化されています。

事業費の支出見込み額2,641万円、国の補助金額は743万円となっています。町負担は約1,900万円とお聞きしました。

私は一般質問でマイナンバー制度の運用に係る経費負担について取り上げましたところ、26年度は導入のためのプログラム改修委託料や中間サーバー構築の負担金として約3,000万円、27年度においては引き続きシステム改修や負担金として約6,000万円の支払いを見込んでいる。さらに28年度においては、システムの運用に向けた情報連携ネットワークとの連携も含めた運用テストなど、約2,600万円余りの支出が見込まれます。

財源としては、総務省、厚生労働省の補助金及び地方交付税による措置がとられておりますということでした。補助金または交付税として、国の負担金がトータルすると、26年から27年、28年に係るトータルですけれども、約600万円となります。

支出の見込みとして、26年から27年、28年、補正と合わせると1億6,000万円、国負担分を差し引くと、町負担相当分が約1億円ほど見込まれることとなります。

費用対効果も明確でないこの制度に、財政事情が厳しいといいながら、これだけの負担を強いられることとなります。マイナンバー制度については、セキュリティーの管理強化対策としても絶対万全とは言えない大きな問題を抱えています。また、このマイナンバーを預金口座に適用する法案が通り、個人の資産を把握し、税金や社会保険料の徴収に役立てるというものですが、国や自治体が税・社会保障に関する個人情報管理することは、各方面から批判の声が広がっています。また、プライバシーを守る上からも容認できません。

滞納整理機構による徴収方法は、まだまだ各地でトラブルがあると聞いています。滞

納整理機構から脱退し、収納課のみによる徴収に切りかえるべきではないでしょうか。

危険老朽家屋対策については、住民に多大な迷惑をかけている危険家屋の取り壊しが一向に進まないという事態があります。予算額も増額し、もっと抜本的な対策を講じることが重要です。

保育所臨時職員賃金1,170円とお聞きしましたが、正規の保育士と臨時職員保育士の大きな違いは、保育の計画・立案を行えないことが理由に上げられています。経験豊富な臨時保育士の存在は貴重なものであります。再任用することも含めて、経験に合わせた賃金の上乗せは当然行うべきであります。

以上、反対討論を述べさせていただきました。

また、28年度はシステムの改修、29年度から18歳までの医療費の無料化については、子育て支援拡充の大きな前進となります。そして、子育てをする親たちの励みにもなります。このことは大いに評価したいと思います。

以上で討論を終わります。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第30号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第27、議案第30号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第30号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、可否同数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第30号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計予算、反対の立場で討論を行います。

南知多町の国保税は、全体で見ると1世帯当たりの調定額は県内で2番目、1人当たりの調定額は県内で4番目に高い保険税になっています。住民の皆さんからも、消費税が高い、負担が重いという声がよく聞かれます。

私は、収入のないゼロ歳から18歳までの均等割の廃止、資産割の税率を下げることなしに廃止されることを提案してきました。

また、28年度も一般会計から3,000万円の繰り入れをするということですが、さらに増額することによって国保税の負担を軽減することが求められています。

資格証明書の発行は、2014年6月1日の時点では発行が24ありました。極力資格証明書は発行しないように努力されていると担当者から聞いていますが、ゼロを目指してください。

一般会計からの繰り入れの増を求め、反対討論といたします。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第31号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第28、議案第31号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第31号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、可否同数であったため、委員長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

議案第31号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は2008年に導入されましたが、それ以降、多くの高齢者から怒りや不安の声が出ています。年齢で区切り、保険料などの負担をふやし、医療給付に制限を設ける悪法です。

私は、老人保健制度に戻すことが最も有益だと提案します。それは、保険料の負担のない人はないままに、現役世代よりも低い負担で医療を受けることができます。保険料の際限のない値上げや、別枠の診療報酬による医療差別はなくなります。

後期高齢者医療制度は2年ごとに改定され、引き上げられています。今年度は所得割率9%から9.54%、均等割額4万5,761円から4万6,984円、1人当たり平均保険料8万2,144円から8万4,035円、1,900円の引き上げ、2.3%の引き上げになっています。

年金は減らされ、保険料は上がる。このことは、高齢者にとって大きな痛みとなっています。

減らされ続けた高齢者医療への国庫負担をふやし、保険料や窓口負担の軽減を推進するためにも、後期高齢者医療制度の廃止を訴えて反対討論いたします。

○議長（松本 保君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第32号 平成28年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第29、議案第32号 平成28年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

清水文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（清水英勝君）

ただいま上程されました議案第32号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、新総合事業が平成29年度より実施されると聞いているが、平成28年度当初予算に関連予算は計上されているのか。

答弁としまして、新総合事業は、地域に合った生活支援などの事業を実施していくもので、平成29年度からの事業ですので、平成28年度予算には関係予算は計上されていません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第32号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第33号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第30、議案第33号 平成28年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第33号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第33号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第34号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（松本 保君）

日程第31、議案第34号 平成28年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第34号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

システム保守点検手数料が新規で計上してあるが、どういうことか。

答弁としまして、手数料については以前も計上してありましたが、平成26年度にシステム機器取りかえを行い、27年度は保証期間内のため計上しませんでした。28年度からは必要となるため計上しました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第34号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第35号 平成28年度南知多町水道事業会計予算

○議長（松本 保君）

日程第32、議案第35号 平成28年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

藤井総務建設委員長。

○総務建設委員長（藤井満久君）

ただいま上程されました議案第35号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、電柱支障移転補償金の増額理由は何か。

答弁としまして、内海配水区管路耐震化工事に伴いN T T架空線が工事の支障となるための補償金です。

質疑としまして、コンビニ収納はいつから始まるのか。

答弁としまして、平成28年度であることしの4月1日からコンビニで水道料金を納めてもらえるようになります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 保君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第35号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第33 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（松本 保君）

日程第33、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（松本 保君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成28年第1回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 11時17分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員